

小学生向け食品ロス削減啓発動画制作業務委託仕様書

1 目的

食品ロスについては、SDGsで「2030年までの世界の食料廃棄半減」がターゲットの1つに掲げられるなど、世界的に取り組むべき課題となっており、本市でも、令和5年3月に「秋田市食品ロス削減推進計画」を策定し、市民・事業者・市が協力し、これまで以上に取り組みを進めることとしている。

食品ロス問題は、私たちの生活に身近な問題であり、幼少期から食品ロス問題に関心を持つとともに、食品ロスの環境への影響や発生要因、削減につながる行動などを理解し、食品ロス削減に対する意識をもって生活することが重要である。

このことから、食品ロスへの児童の関心と理解をより深めるとともに、学校や家庭で考えてもらうきっかけとなるよう、学習教材として市内全小学校に配布する啓発動画を制作する。

2 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年9月24日（火）まで

3 業務内容

次に定める内容により、動画の企画・構成・編集、動画内で使用する映像の撮影・加工・編集、アニメーションやイラストの制作、ナレーションの挿入等、動画制作に係る業務一式を行うものとする。なお、動画制作における重要事項については、本市と受託者で協議の上、決定すること。

(1) 動画の使用用途

秋田市内の小学校（おもに4年生以上）の授業等での視聴

(2) 動画の内容および構成

動画は10分程度とし、以下の必須項目および任意項目で構成されるものとする。任意項目の内容は一例であり、詳細は企画提案を踏まえ、契約締結後に市と協議の上決定する。契約締結後、必要に応じて市が参考資料等を提供する。

ア 必須項目

家庭ごみ組成調査の映像

※家庭ごみ組成調査は8月下旬頃に秋田市総合環境センター敷地内で実施予定

イ 任意項目

- (ア) 食品ロスの発生状況、要因、影響
- (イ) 食品ロス削減に向けた国・県・市の取り組み
- (ウ) 食品ロスとSDGsの関連
- (エ) 食品ロス削減のためにできること

(3) 制作の留意点

- ア 小学4年生が容易に理解できる表現を用いること。
- イ アニメーションなどを使用し、楽しみながら学べる内容とすること。
- ウ BGM、アニメーション、イラストや写真等の使用については、原則、オリジナルかフリー素材を使用するなど、著作権上の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、手続き等を受託者において行うこと。
- エ 動画の完成までに、市と綿密に協議を行うほか、3回程度の校正を行うこと。
- オ 本業務において、受託者の行為により第三者に損害を与えた場合は、受託者がその責任を負うこと。

4 成果品の納品等

(1) 成果品

解像度1,920×1,080ピクセル、アスペクト比16:9の動画を収録した次の成果品を納品すること。

- ア DVDプレーヤー再生用DVDディスク 1枚
パソコンおよびDVDプレーヤーで再生可能であり、かつ複製が可能な形式とする。
- イ 完成動画のデータを収録したDVDディスク 1枚
ファイル形式はMP4形式とする。

(2) 納入期限

令和6年9月24日（火）

(3) 納入場所

秋田市環境部環境都市推進課

5 権利の帰属

- (1) この成果品は著作権に関する関係法令により保護されているため、納品時に著作物（BGM、アニメーション、イラスト等）の取扱いを記載した「著作物の利用方法および条件について」を提出すること。
- (2) 本仕様書3(1)に規定する使用用途の範囲内において成果品を使用することを目的とするときは、委託者が当該著作物を複製し、配布できるものとする。
- (3) 納品された成果品について、上記以外に権利者の許諾を要する利用をしようとするときは、別途協議するものとする。

6 業務管理

- (1) 契約期間内に業務を完了するためのスケジュールについて、事前に業務計画書として提出すること。
- (2) 動画のイメージがわかる資料（絵コンテ等）を事前に提出すること。
- (3) 受託者は、業務の進捗状況等について市に随時報告するとともに、業務履行上の調整又は確認を適宜行うこと。
- (4) 本業務の目的を達成するためにより良い手法、技術又はアイデア等がある場合は、積極的に提案すること。

7 業務完了報告

業務が完了したときは、業務完了報告書を14日以内に提出すること。

8 再委託等について

- (1) 受託者は、業務の全部又は主たる部分を再委託してはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を再委託するときは、あらかじめ再委託届を提出し、承認を得ること。

9 その他

- (1) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、本業務を履行する上で関係法令等を遵守すること。
- (3) 受託者は、重要と認める事項については、あらかじめ市と文書で協議し、承認を得なければならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、市および受託者双方の協議により決定するものとする。

10 参考

秋田市ホームページ（食品ロスの削減）

<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/recycle/1021994/index.html>

秋田市ホームページ（家庭ごみ組成調査）

<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/recycle/1006071/1006242.html>

秋田市ホームページ（秋田市食品ロス実態調査）

<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/recycle/1006071/1022724.html>

環境省食品ロスポータルサイト

<https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/index.html>

消費者庁ホームページ食品ロス削減特設サイト

<https://www.no-foodloss.caa.go.jp/index.html>